

1 令和3年度成年後見推進事業計画（案）について

（1）久留米市成年後見センターの運営事業

- ① 成年後見制度の利用に関する助言等の総合相談窓口
- ② 成年後見制度に関する手続き等の相談・助言等の支援
- ③ 制度の普及啓発（パンフレット作成・出前講座 等）
- ④ 中核機関設置に向けた体制整備

中核機関の後見人支援機能、地域連携ネットワーク等新たに追加となる業務、既に委託している業務と整理し令和3年10月1日付で変更契約を締結予定。

（2）市民後見人候補者活動支援事業

従来のフォローアップ研修（意思決定支援、報告書作成等）に加え、候補者の意向確認、法人後見支援員としての活動へ促す等、市民後見人選任に向けたスキルを習得する。

また、法人後見実施主体と連携を図り、市民後見人選任に向けての体制整備の検討を行う。

（3）成年後見制度普及・啓発事業

- ① 市・成年後見センター・地域包括支援センター・障害者基幹相談支援センター等を対象とした、本人情報シート作成に関する研修を実施し、制度全般の周知を図るとともに、アセスメント能力の向上を図る。
- ② 成年後見制度説明会を実施する。

（4）久留米市成年後見推進協議会の開催

地域連携ネットワークや成年後見制度利用促進に関する協議・検討を行う。

（5）成年後見制度利用支援事業

市長による成年後見制度申立てが必要な場合に速やかな手続きを行い、申立て費用や後見人等への報酬の補助を行う。

（6）中核機関の設置

中核機関の設置時期は、令和3年10月1日を予定している。

2 中核機関関係及び成年後見センターの運営事業（まとめ・経過）

（1）中核機関の設置に関する前回までの協議について

- ①広報機能…現在の久留米市成年後見センターの機能を活用
- ②相談機能…現在の久留米市成年後見センターの機能を活用
- ③受任調整機能
 - ・受任調整会議は毎月1回開催する（ケースがない場合は開催しない）
 - ・委員の職種：弁護士、司法書士、社会福祉士※今後、各専門職団体に依頼予定
 - ・受任者調整会議の結果：原則、専門職種、法人後見又は市民後見人の決定まで（個人や法人後見先の推薦ではない。ただし、緊急を要する案件等は個人や法人後見の推薦もあり得る）
 - ・第2候補まで決定する
 - ・専門職団体への候補者推薦依頼から候補者の選定の期限の目安は2週間程度
 - ・会議で決定しない場合は、事務局で調整する。又は委員へメール等で相談する。
 - ・緊急を要する案件は随時、直接専門職団体の窓口へ相談する
- ④後見人支援機能
 - ・後見人等の基本的な事務に関する相談…成年後見センターが対応
 - ・法律課題など高度な専門性を要する相談…成年後見センターが課題整理を行った上で弁護士、司法書士へつなぐ。
- ⑤地域連携ネットワーク
 - ・権利擁護支援の必要な人を発見し、適切な支援につなげる地域連携の仕組みと成年後見制度の広報、チームによる支援などの機能をもつ地域連携ネットワークを構築する。当面は年1回の研修会等（事例検討会、成年後見制度の講演、チーム支援など）。
- ⑥協議会
 - ・中核機関における「成年後見制度利用促進に関する協議・検討を行う」機関としては、久留米市成年後見推進協議会を位置付ける。

（2）福岡家裁久留米支部、久留米市成年後見センターとの協議内容及び福岡県からの情報収集について

- ① 福岡家裁久留米支部との協議（令和3年3月9日）
 - ア 受任調整会議の対象ケースについて
 - （家裁）各市町村の中核機関の機能に応じて依頼するので、市町村の判断に任せる。
→ 資料3 1（1）②ア へ
 - イ 受任調整会議への家裁職員の出席について
 - （家裁）出席は可能。ただし、後見人等の選任は裁判官の決定事項であり、一般的な話となることを了承いただきたい。 → 資料3 1（1）②ア へ

- ウ 後見人支援を行うにあたり、親族後見人の情報について
(家裁) 親族後見人の名簿等を提出することは不可。ただし、親族後見人が定期報告を
家裁に提出に来た際などに中核機関のチラシ等を渡し案内することは可。

→ **資料3** 1 (1) ④イ へ

② 久留米市成年後見センターとの協議（中核機関移行後等の事務的な課題）

(令和3年3月16日)

- ア 成年後見センターにおける申立支援について
成年後見センターが成年後見制度の申立て支援を行う中で、「非弁行為」又は「非司
行為」にあたるか迷うことがある。
- イ 任意後見契約及び死後事務委任契約の相談対応について
(ア) 近年、身寄りのない方の増加等のため、成年後見センターにおいて任意後見契約
及び死後事務委任契約の相談が増加している。相談内容では「適切に対応してく
れる専門職の紹介」を要望される場合もあるが、公平・公正の立場から現在は制
度概要及び公証役場の紹介を行っている。
(イ) 任意後見契約及び死後事務委任契約は高額になることを懸念し断念する方が多い。
- ウ 相談対応の中で後見事務について判断に迷う場合があり、受任調整会議においてケー
スの相談ができないか。→ **資料3** 1 (1) ②※2 へ
- エ 市民後見人の活動支援について
(ア) 令和2年11月に法人後見及び日常生活自立支援事業の業務執行者の年齢要件に
ついて撤廃した。
(イ) 令和3年度から福岡家裁が出された通知に求められている業務内容（身上保護、
財産管理、家裁への報告書の提出）まで拡大する予定である。
(ウ) 市民後見人になるためには、市民後見候補者は法人後見の支援員として1年経験
を積んだ後ではないか。1年経験すると家裁への定期報告の提出を経験すること
になる。
(エ) 市としても市民後見人の選任に向け市民後見人名簿掲載要領（案）等の作成を検
討する。 → 作成協議中

③ 福岡県（高齢者地域包括ケア推進課）から情報収集（令和3年3月23日）

- ア 市民後見人養成研修について
令和3年度以降、福岡県社会福祉協議会が実施予定（県内3市）。開催地につい
ては未定（予定では飯塚市、春日市、古賀市）。
- イ 県の養成者にかかる市民後見候補者のフォローアップ研修、法人後見支援員活動に
ついて
現在未定。県が令和3年度に3士会及び家裁と協議予定。

1 中核機関の設置について

令和3年10月に設置する予定の中核機関において、新たな取組について次の内容で行うこととしてはいかがか。

(1) 中核機関関連について

① 広報について

中核機関に関するチラシ（案）を作成し配布。（別紙1）

配布先：市内、コミュニティセンター、医療機関、介護サービス事業所、金融機関等

② 受任調整会議について

市長申立の案件について受任調整会議にて成年後見人等候補者の選出を依頼する専門職団体を第2候補まで決定。その後、所属団体へ候補者の選任を依頼。候補者選任後、申立書の成年後見人等候補者欄に記載し、申立を行う。なお、第1、第2候補団体どちらからも候補者の選任がなかった場合は再度受任調整会議において協議することとする。

ア 概要

項目	概要
委員	3名以上で構成 (1) 福岡県弁護士会が推薦する弁護士 (2) 福岡県司法書士会が推薦する司法書士 (3) 福岡県社会福祉士会が推薦する社会福祉士 (4) その他市長が特に認める者
任期	2年（再任有）
会議成立要件	2/3の出席
決定	出席者全員の賛成
対象ケース	受任調整会議の対象ケースは、申立の直前までの準備ができたケースで、市長申立に限定 なお、対象ケースの資料は会議開催1週間前までに送付
会議対象ケースの締め切り	会議実施前月末日（末日が土日祝日であれば、その月内の最終営業日）に締め切り
日程	第3火曜日（第3火曜日が祝日となる場合は翌水曜日）13時30分から実施
ケースに関する個人情報 の取扱い	個人名や入所施設等の固有名詞を伏せ、資料は回収しない。委員から個人情報保護に係る誓約書（別紙2）の提出にて対応
資料の送付	開催1週間前に郵送
受任調整会議委員の謝金	旅費を含み5,500円/回
その他	家庭裁判所職員のオブザーバー出席あり

※1 委員推薦依頼時期について

令和3年7月中旬頃に受任調整会議の委員の推薦を依頼予定。

また、受任調整会議後、後見人候補者の推薦を依頼するにあたって3士会の窓口となる担当者を決めていただく。

※2 受任調整会議におけるケース協議について

受任調整会議終了後において、必要がある場合はケース協議をさせていただく。

③受任調整会議後

該当団体からの推薦後、必要に応じて、後見人候補者と被後見人候補者との面談を実施。

④後見人等支援について

ア 後見人等の基本的な事務に関する相談は成年後見センターが対応、法律課題など高度な専門性を要する相談は、成年後見センターが課題整理を行った上で弁護士又は司法書士へ相談する。

イ 親族後見人への支援のため、親族後見人が家裁へ定期報告を提出時、家裁から親族へチラシ（別紙3）を渡してもらい、相談窓口の周知に努める。

(2) 今後のスケジュールについて

令和3年 6月	令和3年度第1回日久留米市成年後見推進協議会開催
7月	各専門職団体へ受任調整会議委員推薦依頼
8～9月頃	令和3年度第2回久留米市成年後見推進協議会開催
9～11月頃	市民後見人候補者フォローアップ研修実施
9～11月頃	市民後見人及び成年後見制度の普及・啓発講演会実施
10月1日	中核機関へ移行 中核機関チラシ設置、後見人支援チラシ設置
10月	令和3年度第1回受任調整会議開催（以降、月1回開催）